

第11回 小笠原航空路協議会

令和4年7月12日(火曜日) 15時～

第11回 小笠原航空路協議会 次第

1 開会

2 議事

- (1) 小笠原航空路に係る令和3年度調査結果及び令和4年度調査事項について
- (2) 世界遺産委員会への対応状況について

3 質疑・意見交換

4 閉会

小笠原航空路協議会設置要綱

(設置)

第1条 小笠原諸島における本土との間の航空路開設についての検討を進めるにあたり、関係者間の円滑な合意形成を図ることを目的として、小笠原航空路協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会では、次の事項について協議する。

(1)小笠原諸島における航空路に関すること

(2)パブリック・インボルブメント(以下「PI」という。)の円滑な実施に関すること

(3)その他

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、別紙のとおりとする。

(会長)

第4条 協議会には会長を置き、東京都総務局長がこれにあたる。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(小笠原航空路PI評価委員会)

第6条 協議会には、別途小笠原航空路PI評価委員会を設置する。なお、小笠原航空路PI評価委員会の要綱は別に定める。

(協議会の公開)

第7条 協議会は、原則として公開とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、東京都総務局行政部振興企画課で処理する。

(その他)

第9条 その他、協議会運営に必要な事項は、協議会が定める。

第11回 小笠原航空路協議会出席者名簿

敬称略

職名	氏名
国土交通省 国土政策局長	木村 実
東京都 総務局長	野間 達也
東京都 港湾局技監	山岡 達也
東京都 政策企画局政策部長	菅原 雅康
東京都 都市整備局航空政策担当部長	土橋 秀規
東京都 環境局環境政策担当部長	上田 貴之
東京都 環境局自然環境部長	和田 慎一
東京都 港湾局離島港湾部長	村田 拓也
東京都 港湾局 島しょ・小笠原空港整備担当部長	川崎 卓
東京都 総務局行政部長	武田 康弘
東京都 総務局 小笠原・国境離島担当部長	若林 和彦
東京都 総務局小笠原支庁長	小野 勝利
小笠原村長	渋谷 正昭
小笠原村議会議長	池田 望

ATR42-600S



【機材の特徴】

- 国内航空会社が定期便に利用しているATR42-600の派生型機
- 小笠原において、1,000m程度の滑走路で離着陸可能

【開発状況】

- EASA（欧州航空安全機関）の型式証明の取得に向けて試験中
- 2022年5月、ATR42-600（現行機）の機体を使用して、部分的にATR42-600Sの機能を搭載した機体による飛行に成功
- 2024年第4四半期に、EASAの型式証明取得を目指す

※開発状況については、令和4年度に調査した内容も含む。

AW609



【機材の特徴】

- 世界初の民間型ティルトローター機
- 滑走して離着陸する場合、400m程度の滑走路があれば、離着陸可能。また、ヘリポートでも離着陸可能
- 飛行機とヘリの機能を併せ持つ航空機であるため、法令整備が必要となる可能性

【開発状況】

- 米国のFAA（連邦航空局）の型式証明を申請中
- 2022年末に、FAAの型式証明取得を目指す

気象調査

【調査概要】

(1) 目的

滑走路の位置や方向の検討に必要な基礎資料を得るため、洲崎地区において、気象観測調査を実施

(2) 調査概要

- ・ 洲崎地区の陸上定点に観測機器を設置し、風向・風速、視程、雲高などの観測を実施
- ・ 風向・風速の測定高度は、地上風は地上10m、上層風は地上157m※¹
- ・ 観測期間は、令和2年2月～令和5年2月（3年間※²）

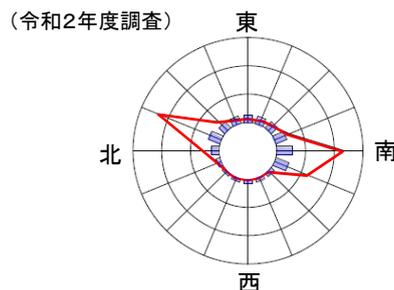
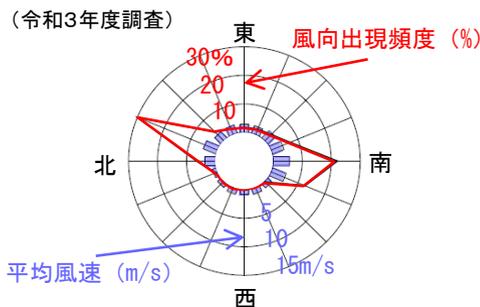
※¹ 観測高度について、地上風は航空局のマニュアルに基づき地上10mに設定した。また、上層風は周囲の地形による影響の少ない野羊山山頂の高度を踏まえ、157mに設定した。

※² 観測期間は、上記マニュアルにおいて、3か年以上を基本としている。

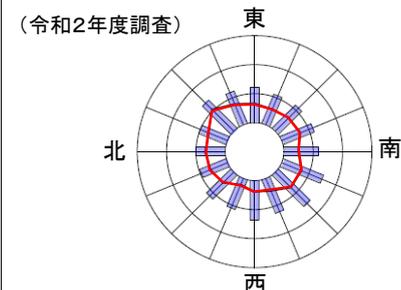
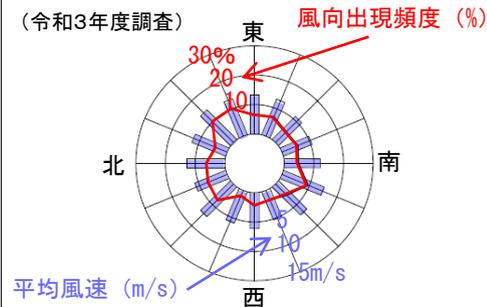


【調査結果】

地上風



上層風



- ・ 地上風は、野羊山等からなる南北の谷筋の地形の影響を受け、南北方向の風向出現頻度が多い。
 - ・ また、平均風速は、南北方向の風がやや強い傾向であった。
 - ・ 上層風は、地上風と比べ、地形の影響が少ないため、風向出現頻度の偏りが比較的少ない。
 - ・ 地上風、上層風とも昨年度と同様の傾向であった。
- ⇒ 離着陸時の飛行機は横方向からの風の影響を受けやすいことから、南北方向に滑走路を配置することが適当であると見込まれる。
- 引き続き気象調査を実施し、気象特性を把握していく。

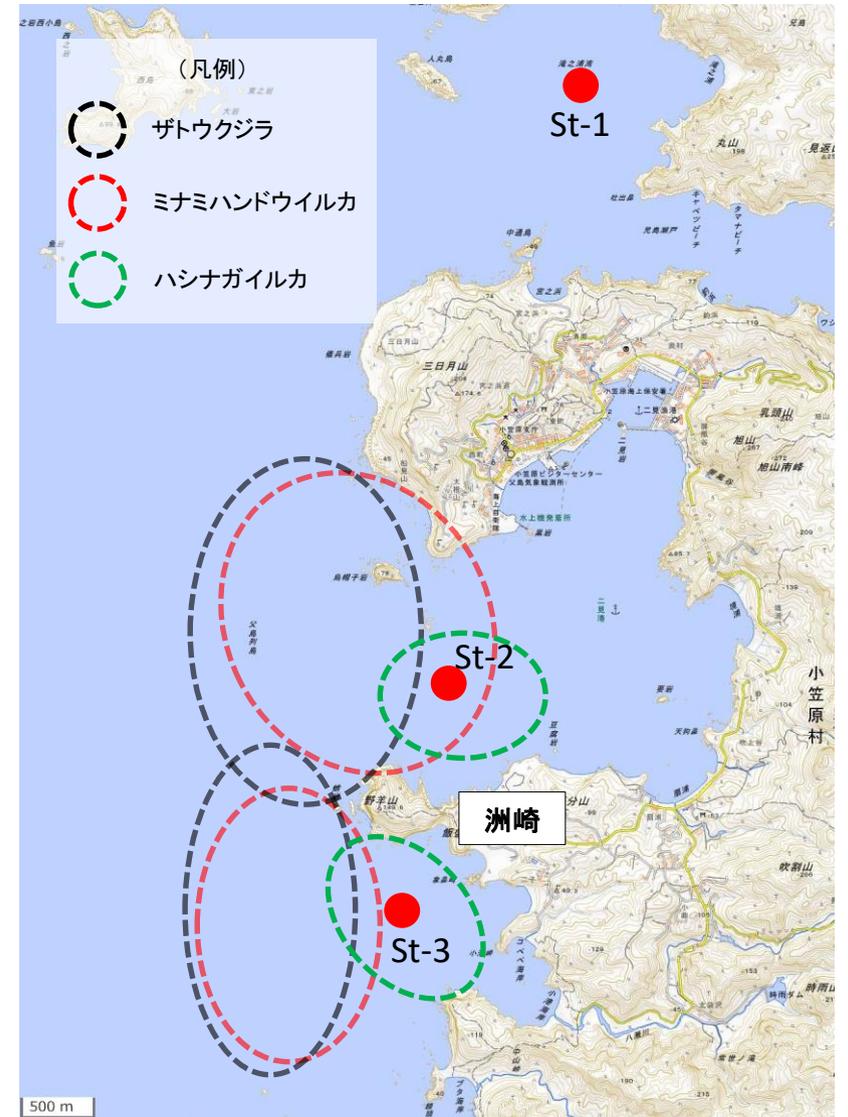
環境調査

【調査概要】

- (1) 目的
環境影響評価を実施するにあたり、海生哺乳類の出現状況や行動及び現在の水中音の発生状況を把握するために、下記のとおり調査を行った。
- (2) 調査内容
- ①海生哺乳類調査
 - ・広域的な出現状況を船上より目視観察
特に、洲崎地区周辺における出現状況については、陸上より目視観察
 - ・水中音響記録装置を3地点(St-1, 2, 3)※に設置し、海生哺乳類の鳴き声(周波数など)を測定
 - ②水中音調査
 - ・水中音圧計を上記3地点に設置し、現況の水中音を測定
- ※測定地点は、航空路の整備による影響が小さいSt-1、洲崎地区周辺にSt-2, 3を選定

【調査結果】

- ①海生哺乳類調査
 - ・目視観察の結果、ハシナガイルカ、ミナミハンドウイルカ、ザトウクジラが父島周辺海域に広く分布していることを確認
洲崎地区周辺における出現状況については、右図のとおり確認
 - ・音響測定の結果、St-1, 2, 3は休憩場所としての利用が、St-1, 3では餌場としての利用が推察される。
 - ②水中音調査
 - ・St-1では、他の地点に比べ水中音が小さい傾向
 - ・St-2では、他の地点に比べ船舶音が多く出現
 - ・全ての地点において、夜間に一部の甲殻類が発する音を確認
 - ・また、気象・海象の変化が水中音に影響を与えることを確認
- ⇒ 今後、環境影響評価の実施時において、工事等により発生する水中音が海生哺乳類の生息域や行動にどのような影響をもたらすかをシミュレーションする際の基礎資料として使用する。



陸上目視観察により出現状況を確認した範囲と水中音計測地点

◆ 令和4年度調査のポイント

P I ・ 航空機等調査

- ATR42-600S及びAW609に係る開発状況や型式証明の動向等情報収集を行うとともに、運航事業者の知見等を得て小笠原への運航可能性に関する詳細な検討を継続
- パブリック・インボルブメント（P I）を着実に実施するため、世界遺産委員会等関係機関との事前調整や都条例に基づく環境影響評価を踏まえてP Iの実施内容を検討

空港計画調査

- 想定される航空機に対応した洲崎地区の飛行場施設について、自然環境への影響や運航事業者等の知見を踏まえ、配置や構造・工法を更に検討
- 令和4年度における調査・検討を踏まえた視覚資料を作成し、飛行場施設の景観への影響や飛行経路の安全性等を確認

気象・海象調査

- 洲崎地区周辺の風向・風速を計測する気象調査を令和4年度も実施するとともに、気象の変動要因を考慮して同地区の波浪・流況を計測する海象調査を実施

環境調査

- 都条例に定める環境影響評価手続に向けて、これまでに実施していない事項（サンゴの白化やオニヒトデ害等）について調査を実施し、環境配慮書案を更新



- 外来種侵入リスクを検討するため、外来種検疫について海外における先進的な取組事例等の調査を実施

◎ 小笠原の自然環境と調和した航空路を実現するために、関係機関と緊密に連携しながら、引き続き、必要な調査検討や情報発信を行い、パブリック・インボルブメントの円滑な実施に向けた準備を着実に進めていく。

定期報告

- 条約締約国が世界遺産委員会に遺産の保全状況等を報告する制度
- 日本を含むアジア・太平洋地域の定期報告は10年ぶり
- 小笠原諸島を含む国内遺産の定期報告は、政府が2021年7月提出

(参考)各地域の定期報告時期

地域	1回目	2回目	3回目
アラブ諸国	1999	2009	2019
アフリカ	2000	2010	2020
アジア・太平洋	2002	2011	2021
ラテンアメリカ・カリブ	2003	2012	2022
ヨーロッパ・北アメリカ	2004	2015	2023

- 2022年6月の第45回世界遺産委員会（ロシア）で定期報告の提出結果が報告される予定だったが、延期

航空路に係る検討状況の報告

- 2021年7月、定期報告の提出に合わせ、これまでの小笠原航空路の検討状況を世界遺産委員会に報告

- 2021年10月、世界遺産委員会から返書を受領
- 返書には、世界遺産委員会の諮問機関である国際自然保護連合（IUCN）のレビューの記載あり

【IUCNのレビュー】

- 報告書の提出等に感謝
- 父島の洲崎地区は他候補地を検討した結果選ばれたものと理解
- IUCN は、小笠原諸島の顕著な普遍的価値を保護することの重要性を踏まえ、こうした開発には大きな注意を払っている。
- 開発には、侵略的外来種の侵入を防ぐための厳格な措置を伴う必要
- プロジェクトによる影響は、遺産の普遍的価値への影響評価を含むアセスメントで評価されるべき

今後の取組

- 世界自然遺産である小笠原における航空路の開設について、今後、世界自然遺産登録が決議された際の要請事項（侵略的外来種対策・環境影響評価）やIUCNのレビューを十分に考慮しながら検討を進めていく。